

議 案 第 49 ・ 50 ・ 51 号 説 明 資 料

平成 30 年 9 月 3 日

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域  
密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例

---

資 料

---

1	改正概要	-----	1
2	改正する条例と国の省令	-----	2
3	改正内容	-----	2～3
4	新旧対照表	-----	4～10

福 祉 課

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 30 年政令第 55 号）」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）」が平成 30 年 3 月 22 日に公布されました。

これにより、「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」の一部が改正されました。

これらの介護保険事業の基準となる省令の改正に伴い、「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大磯町条例第 9 号）」、「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年大磯町条例第 10 号）」及び「大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年大磯町条例第 1 号）」の一部を改正するものです。

○ 改正する条例と国の省令

改正する条例	国の省令
大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 <b>【議案第 49 号】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行規則（以下、「施行規則」という。）</li> <li>・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）</li> </ul>
大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 <b>【議案第 50 号】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</li> </ul>
大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 <b>【議案第 51 号】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則</li> </ul>

○ 改正内容

- 1 大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
  - (1) 地域密着型サービス事業所の指定資格については、法人であることとしていますが、施行規則の改正により、看護小規模多機能型居宅介護事業所に限って、病床を有する診療所を開設している者については、指定の申請ができることと規定します。（第 4 条）
  - (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の訪問介護員の資格については、「介護福祉士又は政令で定める者」と規定していましたが、基準省令の改正により、具体的に政令で定める者は、「介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」と規定します。（第 6 条、第 47 条）
  - (3) 引用条項の修正及び条文の整理をします。（第 17 条、第 60 条の 9、第 60 条の 20 の 3、第 60 条の 27、第 62 条）

- 2 大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

引用条項を修正します。(第5条)

- 3 大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の資格について、主任介護支援専門員研修修了者と規定していましたが、施行規則の改正により、5年ごとの主任介護支援専門員更新研修修了者を追加し規定します。(第4条)

- 4 条例施行日

公布の日から施行します。

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(指定地域密着型サービスの申請者の資格)</p> <p>第4条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。)</u> であること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u>第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第7条～第16条 省略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則第65条の4各号</u>のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者<del>に依頼する旨を町に対して届け出ること等により</del>、指定</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(指定地域密着型サービスの申請者の資格)</p> <p>第4条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>法人</u>であること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で<u>定める者</u>をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第7条～第16条 省略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u>第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅</p>

改正案	現行
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第18条～第46条 省略</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第48条～第60条の8 省略</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p>介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第18条～第46条 省略</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第48条～第60条の8 省略</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

改正案

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えるものとする。

第60条の10～第60条の20の2 省略

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節（第60条の19を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の3第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の18第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

現行

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えるものとする。

第60条の10～第60条の20の2 省略

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節（第60条の19を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の3第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の18第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>第60条の21～第60条の26 省略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する<u>重要事項に関する規程の概要</u>、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>第60条の28～第61条 省略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる<u>指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）</u>の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～7 省略</p>	<p>第60条の21～第60条の26 省略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する<u>重要事項に関する規定の概要</u>、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>第60条の28～第61条 省略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は<u>特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）</u>）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～7 省略</p>



改正案	現行
第63条～第204条 省略  附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第63条～第204条 省略

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。第71条において同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第6条～第41条 省略</p> <p>附 則 この条例は、<u>公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。第71条において同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第6条～第41条 省略</p>

大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項の主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 省略</p> <p>第5条 省略</p>